

福生市空き家住宅除却助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家住宅の所有者に対しその除却に係る費用を助成することにより、老朽化した空き家住宅の除却の促進を図り、もって安全で安心なまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き家住宅」とは、市内に存する住宅であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
- (2) 居住の用に供しない状態でおおむね1年以上経過していること。ただし、共同住宅にあつては、全住戸のうち2分の1以上の住戸が居住の用に供していない状態でおおむね1年以上経過していること。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する固定資産課税台帳に建物の種類が居宅、長屋又は共同住宅として登録があること。
- (4) 建物に所有権以外の権利が存しないこと。
- (5) 現住者がいないこと。
- (6) 現に公共事業等の補償の対象となっていないこと。

(助成対象)

第3条 助成対象は、次に掲げる空き家住宅及びこれに附属する門、塀、生垣、柵、物置、自転車置き場、車庫、その他日常の生活において通常必要とされる構造物（植栽を除く。）の除却工事（以下「除却工事」という。）の費用（整地に係る費用を除く。）の一部であつて、次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 助成金の交付決定前に着手したもの
- (2) 予定事業期間が交付決定日より1年を超えるもの

- (3) 空き家住宅の一部を除却するもの
- (4) 他の制度に基づく補助金等の交付を受けて実施しようとするもの
(助成対象者)

第4条 助成対象者は、次に掲げる要件を満たす個人又は法人とする。

- (1) 空き家住宅の所有者（共有の建物にあっては、共有者によって合意された代表者）であること。
- (2) 地方税法に規定する市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、第3条に規定する除却工事に要する費用から消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税額（以下「消費税額」という。）を除いた額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、戸建て住宅の場合は1戸当たり30万円を上限とし、長屋又は共同住宅の場合は1棟当たり100万円を上限とする。

(交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、除却工事を実施する前に、空き家住宅除却助成金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が不要と認める書類は、省略することができる。

- (1) 申請者の住民票の写し（申請者が会社・法人の場合は、登記事項証明書）
- (2) 空き家住宅の建物登記の全部事項証明書（空き家住宅が未登記の場合は、課税明細書、土地・家屋課税台帳兼名寄帳の写しその他の所有状況

を確認できる書類)

- (3) 空き家住宅の土地登記の全部事項証明書
- (4) 代表者選任届 (空き家住宅が共有の建物である場合に限る。)
- (5) 納税状況等調査同意書
- (6) 土地所有者同意書 (空き家住宅の土地の所有者が当該空き家住宅の所有者と異なる場合に限る。)
- (7) 除却工事に係る見積書の写し
- (8) 委任状 (所有者が申請者と異なる場合)
- (9) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは空き家住宅除却助成金交付決定通知書 (別記様式第2号) により、不適当と認めたときは空き家住宅除却助成金不交付決定通知書 (別記様式第3号) により通知するものとする。

(工事の実施)

第7条 前条第2項の規定による助成金の交付決定通知を受けた者 (以下「助成決定者」という。) は、速やかに除却工事に係る契約を締結し、工事に着手するとともに、空き家住宅除却工事着手届 (別記様式第4号) に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事の契約書の写し
- (2) 除却工事の工程表
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(交付申請の取下げ)

第8条 助成決定者は、やむを得ない事情により第6条第1項の規定による交付の申請を取り下げるときは、空き家住宅除却助成金交付申請取下書 (別記様式第5号) を市長に提出しなければならない。

(除却工事の内容変更)

第9条 助成決定者は、除却工事の内容を変更しようとするときは、空き家住宅除却工事内容変更申請書（別記様式第6号）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる内容の変更については、この限りでない。

- (1) 除却工事の契約額又は支払額から消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税額（以下「消費税額」という。）を除いた額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）が、交付決定額を下回る場合
- (2) 交付申請時の発注予定事業者について、事業者の商号、代表者、連絡先等が変更となる場合

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、変更することが適当と認めるときは空き家住宅除却工事内容変更承認通知書（別記様式第7号）により、不適当と認めるときは空き家住宅除却工事内容変更不承認通知書（別記様式第8号）により通知するものとする。

（完了届）

第10条 助成決定者は、除却工事を完了したときは、2か月以内に、空き家住宅除却工事完了届（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事の施工前、施工中及び施工後の写真
- (2) 除却工事費が支払済みであることを証する書類
- (3) その他、市長が必要と認める書類

（交付額の決定）

第11条 市長は、前条の規定による届出があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容及びこれに付する条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、空き家住宅除却助成金交付額確定通知書（別記様式第10号）により、通知するものとする。

(交付請求)

第12条 助成決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに空き家住宅除却助成金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による助成金の請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、助成決定者に助成金を交付するものとする。

(助成決定の取消し)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 除却工事が建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に違反していることが確認されたとき。

(3) 実施した工事の内容が、この要綱の趣旨に適合しないと市長が認めたとき。

(4) 前3号のほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、空き家住宅除却助成金交付決定取消通知書（別記様式第12号）により通知するものとする。

(助成金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により助成金交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その助成金の返還を命ずることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、

福生市補助金等交付規則（平成10年規則第1号）の定めるところによることとし、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。